

決 議 案 提 出 書

別紙「関西広域連合へ国の事務・権限の移譲を求める決議」（案）について、議決されたく、関西広域連合会議規則第13条の規定に基づき提出します。

(理由)

関西広域連合の公益に関する事案であり、然るべき意思を表明する必要があるため

平成23年2月11日

関西広域連合会議会議長 様

提出者 関西広域連合会議議員

井 上 哲 也

同

中小路 健 吾

決議案第 号

関西広域連合へ国の事務・権限の移譲を求める決議（案）

昨年12月に発足した関西広域連合は、複数府県で構成する全国初の広域連合として、関西における防災・観光など、府県域を越える広域課題に取り組むとともに、関西から地方分権改革（地域主権改革）の突破口を開き、我が国を多極分散型の構造に転換することを目指すものである。

とりわけ、重要課題は、国の出先機関の事務・権限の受け皿として国と地方の二重行政の解消に取り組むことであり、関西広域連合として国出先対策委員会を設置し、政府に対して国の出先機関の“丸ごと”移管を受ける旨を提案したところである。

一方、政府は、昨年末に国の出先機関の原則廃止に向け「アクション・プラン」を閣議決定し、その道筋を示されたものの、事務・権限の移譲に向けた具体的な工程や条件等については、今後検討していくこととされている。

関西広域連合は、政府に対して、地方分権改革（地域主権改革）の本旨に基づき「アクション・プラン」の着実な遂行を図るとともに、関西広域連合との協議を誠実に進め、国の事務・権限の移譲を早期に実現するように強く求めていく。

以上、決議する。

平成23年2月20日

関 西 広 域 連 合 議 会